

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 教育相談

① ねらい

全児童を対象とし、児童個人の悩みや問題を解決してやることにより、それぞれの生活に適應させ、人格形成の援助を行う。

- ・ 日常的な児童の実態を把握する。
- ・ 児童と担任のレポートづくりを進める。
- ・ 問題行動の早期発見に努め、適切な指導を行う。(身体面・生活面・学習面)
- ・ 気になる児童の実態については、全職員で共通理解し次学年に引き継ぐ。
- ・ 担任、保護者、関係職員との連携を密にする。

② 児童との教育相談(教育相談週間)

ねらい	実施時期	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 積極的に児童と個別に話し合う機会をつくり、児童との信頼関係を深める。 ◎ 児童が自分の問題を解決できるように、適切に助言したり援助したりする。 ◎ 児童の適應上の問題や心理的な障害などの早期発見に努め、対処していく。 	4月・5月・6月・ 7月・9月・10月・ 11月・12月・1月・ 2月・3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談の趣旨について、事前に児童に説明する。 ・ 教育相談の実施前に、児童にアンケートをとる。 ・ 場所は、各教室や特別教室等、児童が落ち着いて話せる場所を使用する。 ・ 教育相談後、特に指導を要する場合は、あすなる会で報告し、対策を協議する。

③ 保護者との教育相談期間(個人面談時)

ねらい	実施時期	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 児童の生活の様子をもとに、指導方針や学校への要望等について話し合う機会をつくり、保護者との信頼関係を深める。 ◎ 児童の適應上の問題や心理的な障害などの早期発見に努め、対処していく。 ◎ 児童の問題を解決できるように、適切に助言したり援助したりする。 	個人面談時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談の趣旨について、事前に保護者に説明する。 ・ 教育相談の実施前に、相談日の計画を立案する。 ・ 場所は、各教室や特別教室等、保護者と落ち着いて話せる場所を使用する。 ・ 教育相談後、特に必要な場合は、あすなる会で報告し、対策を協議する。
	夏季休業中や必要に応じて	

④ 毎月の心の声アンケート(悩み相談アンケート)の実施

上記「②」で示した計画以外に、毎月、全児童を対象にした「心の声アンケート」を行う。気になる事案や問題に対して、担任が該当児童と教育相談を行い悩みの解消を目指す。

(2) あすなる会(いじめ不登校対策委員会)

① 「定期的な」あすなる会

毎月第、各学級・学年の一ヶ月の生活を振り返った報告を行う。「心の声アンケート」や日常の観察等を通して気になる事案や問題を報告し、様々な観点から解決の方策を協議する。全職員の共通理解・共通実践を進める上でも重要な会となる。

イ 「臨時の」あすなる会

児童の適応上の問題や心理的な障害（特にいじめや不登校）に関わる深刻な問題に対しては、生徒指導主事、管理職と相談の上、「臨時の」あすなる会を開催し関係職員で問題や解決に向けての方針・対応策を共有し組織的に解決に当たる。

(間接発見の場合)

- ① 学級担任及び発見者が、当事者から聞いた事実及び経緯を報告する。
- ② 今後の対応策を検討する。
- ③ 役割分担をはじめ組織的対応について確認する。

また、直接教師がいじめを発見した場合は、次の手順で「臨時の」あすなる会を開く。

(直接発見の場合)

- ① 厳正な態度でいじめをやめさせ、被害者を守る。
- ② 言葉かけなどにより、被害者の不安を取り除く。
- ③ 当事者及び傍観者に事情を聴き、情報を整理し指導する。
- ④ 発見者は、学級担任、生徒指導主事に連絡する。
- ⑤ 学級担任は、事実確認をもとに指導を行い、再発防止策を講じる。
- ⑥ 学級担任、生徒指導主事は、当事者から聞いた事実及び経緯を校長に報告する。
- ⑦ 校長の判断により、必要に応じて臨時のあすなる会を開く。

※ 会の内容は「間接発見の場合」に準じる。

(3) いじめ等の問題が発生したときの保護者への対応

ア 被害者の保護者に対して

保護者の心情を十分理解して、誠意をもって、事実の経緯と学校としての対応策を明確に示し保護者の不安を取り除きながら、今後の対応や連携についての理解と協力を求める。新しい事実が分かったときや学校の指導方針は逐次報告するとともに学校での様子や家庭での生活についても情報を交換し、児童の変容を把握する。

イ 加害者の保護者に対して

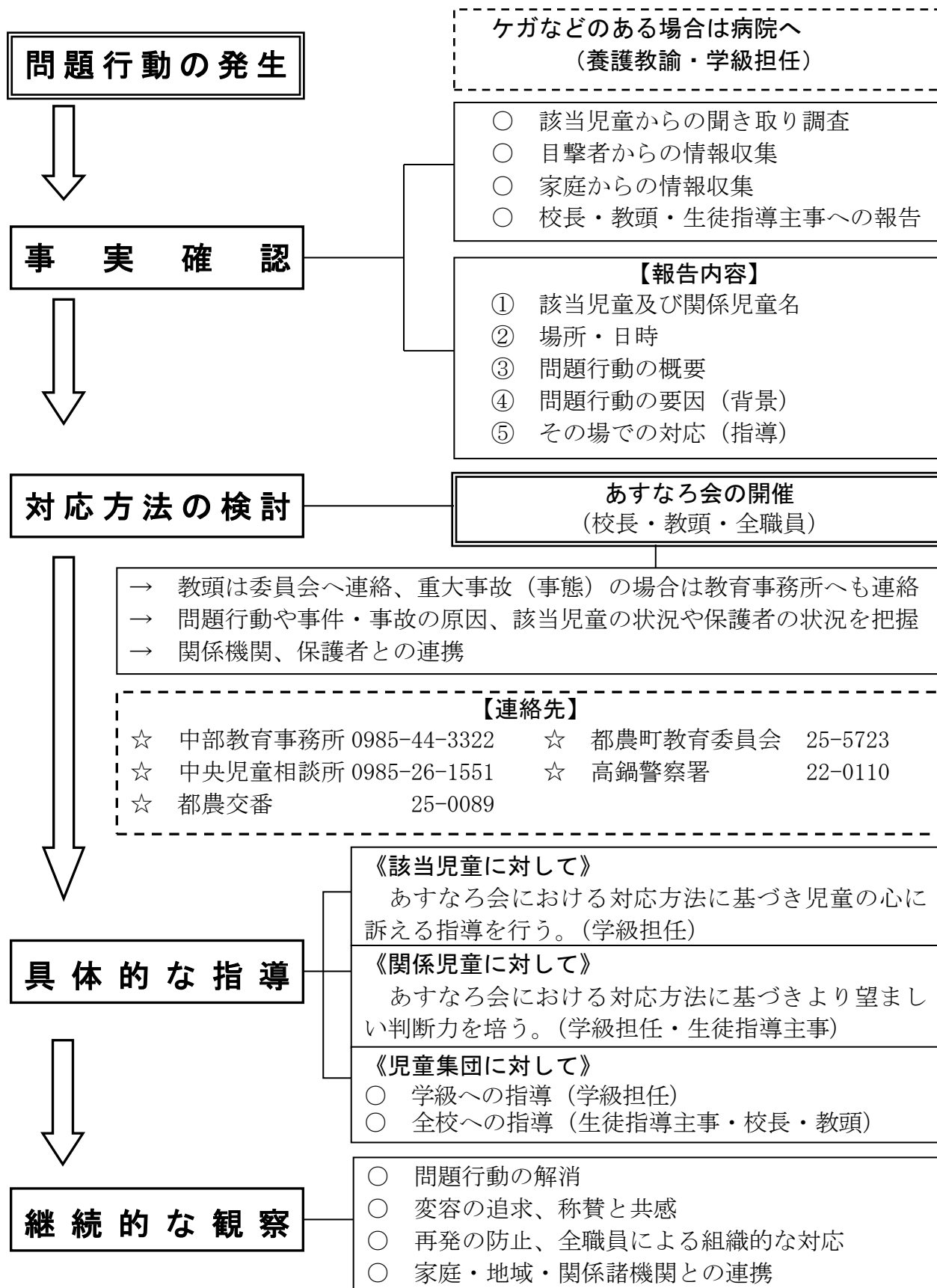
事実と指導の経緯を示し、今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を正確かつ丁寧に直接伝え、理解を求める。また、児童に対して感情的にならないように問題の発生を子どもの成長の契機ととらえ、冷静な対処・指導を求める。その上で、保護者との信頼関係を築きながら協働して問題の解決に当たる。

ウ 当事者以外の保護者に対して

誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないように、十分な対応・配慮を行う。説明会等を実施する必要がある場合は期間を置かず早急に行う。

(4) 生徒指導上の諸問題に対するアクションプラン

いじめ不登校の場合も、以下に示す「生徒指導上の諸問題に対するアクションプラン」に沿って対処していく。



4 重大事態への対処

(1) 重大事態について

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会及び中部教育事務所に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障がいを負った場合
- ・ 高額な金品を奪い取られた場合など

② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 説明責任について

事案について、学校は、事実関係等の他の必要な情報を保護者の皆様に提供する責任を有する。このことを踏まえ、調査より明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

5 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

○ 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。